## 蜜蜂飼育変更届

年 月 日

沖縄県知事 殿

現住所 電話番号\*\*<sup>1</sup> 氏名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法第3条第3項の規定により下記のとおり蜜蜂飼育変更届を提出します。

記

変更前の飼育割	変更前の飼育計画		変更後の飼育計画			
飼育場所	飼育群数	飼育計画	飼育場所	飼育群数	飼育計画	
	群	月 日から		群	月 日カ	36
	(日本蜜蜂			(日本蜜蜂		
		月 日まで			月日ま	きで

2 変更した理由

- 3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。
- ① 個人情報の利用目的:沖縄県は、養蜂の振興(蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興)に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置:沖縄県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供:沖縄県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
  - ・法令に基づく場合
  - ・沖縄県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及び その他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者(蜜蜂飼育者、市町村、他の都道 府県)並びに関係機関等の協力が必要な場合

## 備考

- ※1電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- ※2飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号並びに必要に応じ 緯度及び経度)を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
- ※3飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。

## 【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、沖縄県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、沖縄県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。